

令和 7 年 5 月 1 日

保護者様

大阪府立難波支援学校
学校運営協議会事務局

教員の授業その他の教育活動に関するご意見について（お知らせ）

日ごろより本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本校学校運営協議会では、下記の要領に基づき、教員の授業その他の教育活動に関する保護者の皆様からのご意見を承っています。本校教育活動を進めるうえで必要であるとお考えのご意見をお持ちの方は、主旨をご理解いただいたうえで、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 目的

保護者との連携、保護者のご協力のもとに学校運営を進めるとともに、保護者のご意見を取り入れながら、本校教育活動のさらなる向上を図っていきます。

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の様式

意見書については、大阪府の規則により、別紙のとおり様式が定められています。

意見書をご提出になる場合は、必ず定められた様式でお願いいたします。

(2) 意見書様式の入手方法

本校のWebページからダウンロードする方法

様式は、本校のWebページ(<https://www2.osaka-c.ed.jp/namba-s/>)を開いて様式をダウンロードしてください。また、学校にも用紙がありますので、必要な方は事務局までお申し出ください。お子さまを通じてお渡しすることもできます。

(3) 意見書の提出方法（次の①②のいずれでもかまいません。）

① 本校あてに、封書にて郵送してください。

② 来校時に教頭に直接お渡しください。

3 意見の取扱い

保護者からいただきましたご意見につきましては、学校運営協議会で調査審議のうえ、協議会の意見を付して、学校長にお伝えします。

4 留意事項

(1) いずれの場合も、お子さまの学年、組、氏名及び保護者の氏名、連絡先など、様式に定められた必要事項についてご記入ください。

(2) 学校運営協議会へのご意見の提出は、文書による方法のみとなっています。電話や口頭によるお申し出はお受けできませんので、ご了承ください。

(3) いただいたご意見につきまして調査審議を行ううえで、協議会委員が必要と認める場合には、ご意見のお申し出のあった方に説明をお願いするなど、ご協力をお願いすることがありますので、ご了承ください。

<学校運営協議会とは>

学校運営協議会は、「学校運営協議会の設置等に関する規則」（平成 30 年大阪府教育委員会規則第 5 号）に基づき設置された機関で、大阪府教育委員会所管の全ての学校に置かれています。協議会設置の趣旨は、「保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進し、学校運営の改善や児童、生徒の健全育成に取り組むため、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議することとされています。